

貿易一般保険包括保険又は貿易代金貸付保険包括保険のうち、
決済期間又は償還期間が2年以上の案件の引受けの制限等について

平成29年4月1日 17 - 制度 - 00082

沿革 令和2年6月29日 一部改正

この規程は、「貿易一般保険包括保険（機械設備）特約書（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00018）」、「貿易一般保険包括保険（鉄道システム）特約書（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00022）」、「貿易一般保険包括保険（船舶）特約書（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00020）」、「貿易代金貸付保険包括保険（2年以上）特約書（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00027）」又は「貿易一般保険包括保険（技術提供契約等）特約書（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00025）」により、株式会社日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）との間に特約を締結した者との保険契約に適用されるものであり、各特約書の「日本貿易保険が別に定める国又は地域」及び「日本貿易保険が別に定める事業」の基準は、原則として、下記によるものとする。ただし、別紙1に該当する案件に限り適用するものとする。

記

1 貿易一般保険包括保険（機械設備）特約書、貿易一般保険包括保険（鉄道システム）特約書及び貿易一般保険包括保険（船舶）特約書

- (1) 貿易一般保険包括保険（機械設備）特約書、貿易一般保険包括保険（鉄道システム）特約書及び貿易一般保険包括保険（船舶）特約書附帯別表第3第1号の日本貿易保険が別に定める国又は地域のうち、日本貿易保険が保険契約を締結しない国又は地域は、アフガニスタン、イエメン、エリトリア、北朝鮮、ギニアビサウ、キプロス（北部トルコ占領地域に限る。）、キューバ、グレナダ、コモロ、ジョージア（南オセチア自治州及びアブハジア自治共和国に限る。）、シリア、ジンバブエ、スーダン、チャド、中央アフリカ共和国、ハイチ、ブルンジ、ベネズエラ、南スーダン共和国及びリビアとし、その他の国又は地域については保険契約の締結を制限する場合がある。
- (2) 貿易一般保険包括保険（機械設備）特約書、貿易一般保険包括保険（鉄道システム）特約書及び貿易一般保険包括保険（船舶）特約書附帯別表第3第4号の日本貿易保険が別に定める事業は、別紙2のとおりとする。

2 貿易代金貸付保険包括保険（2年以上）特約書

- (1) 貿易代金貸付保険包括保険（2年以上）特約書附帯別表第1に定める「設備（船舶、車両及び航空機を含む。）若しくはその部分品若しくは付属品」は、貿易一般保険包括保険（機械設備）特約書、貿易一般保険包括保険（鉄道システム）特約書及び貿易一般保険包括保険（船舶）特約書（日本貿易保険と日本機械輸出組合、日本鉄道システム輸出組合又は日本船舶輸出組合との間で締結したものに限り。）附帯別表第2に定める貨物とする。ただし、上記以外の貨物について保険契約の締結を希望する場合であって、日本貿易保険がこれを認めたときはこの限りでない。
- (2) 貿易代金貸付保険包括保険（2年以上）特約書附帯別表第3第1号の日本貿易保険が別に定める国又は地域のうち、日本貿易保険が保険契約を締結しない国又は地域は、アフガニスタン、イエメン、エリトリア、北朝鮮、ギニアビサウ、キプロス（北部トルコ占領地域に限る。）、キューバ、グレナダ、コモロ、ジョージア（南オセチア自治州及びアブハジア自治共和国に限る。）、シリア、ジンバブエ、スーダン、チャド、中

中央アフリカ共和国、ハイチ、ブルンジ、ベネズエラ、南スーダン共和国及びリビアとし、その他の国又は地域については保険契約の締結を制限する場合がある。

(3) 附帯別表第3第4号の日本貿易保険が別に定める事業は、別紙2のとおりとする。

3 貿易一般保険包括保険（技術提供契約等）特約書

(1) 貿易一般保険包括保険（技術提供契約等）特約書第3条第1項第3号の日本貿易保険が別に定める国又は地域のうち、日本貿易保険が保険契約を締結しない国又は地域は、アフガニスタン、イエメン、エリトリア、北朝鮮、ギニアビサウ、キプロス（北部トルコ占領地域に限る。）、キューバ、グレナダ、コモロ、ジョージア（南オセチア自治州及びアブハジア自治共和国に限る。）、シリア、ジンバブエ、スーダン、チャド、中央アフリカ共和国、ハイチ、ブルンジ、ベネズエラ、南スーダン共和国及びリビアとし、その他の国又は地域については保険契約の締結を制限する場合がある。

(2) 貿易一般保険包括保険（技術提供契約等）特約書第3条第1項第6号の日本貿易保険が別に定める事業は、別紙2のとおりとする。

附 則〔抄〕

附 則〔令和2年6月29日〕

この改正は、令和2年7月3日から実施する。

[別紙 1]

- 1 貿易一般保険包括保険（機械設備）特約書、貿易一般保険包括保険（鉄道システム）特約書及び貿易一般保険包括保険（船舶）特約書第1条に定める対象契約であって、代金等の決済が起算点（OECD輸出信用アレンジメントに定める起算点をいう。以下同じ。）後2年以上にわたって行われるもの（代金等の10%以内の金額をリテンションとして後払いする部分のみの決済が起算点から2年以上経過して行われるものを除く。）。
- 2 貿易代金貸付保険包括保険（2年以上）特約書第1条に定める貿易代金貸付又は保証債務の負担のすべて。ただし、保証債務の負担の場合にあっては、保証契約により保証の付従性及び随伴性が確認できること並びに保証債務を負担する者が保証債務を履行したときは求償権を取得することが保証契約において明確となっている場合に限る。
- 3 貿易一般保険包括保険（技術提供契約等）特約書第1条に定める対象契約であって、対価等の決済が起算点後2年以上にわたって行われるもの（対価等の10%以内の金額をリテンションとして後払いする部分のみの決済が起算点から2年以上経過して行われるものを除く。）。

[別紙 2]

日本貿易保険は、以下に掲げる輸出契約、仲介貿易契約若しくは技術提供契約（以下「輸出契約等」という。）又は当該輸出契約等に係る貿易代金貸付若しくは保証債務の負担については、保険契約の締結を制限することができる。

ただし、3については、当該プロジェクトの事業主体者又は事業主体者と建設工事契約その他の当該プロジェクトに係る契約を締結した企業（当該企業が事業主体者と当該プロジェクトに係る建設工事契約を一括して締結した場合は、当該企業と建設工事契約その他の当該プロジェクトに係る契約を締結した企業を含む。）を相手方とする輸出契約等又は当該輸出契約等に係る貿易代金貸付若しくは保証債務の負担に限る。

- 1 輸出信用供与に関する国際的取決めに整合的でないもの
- 2 貿易保険における環境社会配慮のためのガイドライン（平成29年4月1日 17-制度-00091）に基づいてプロジェクト実施国の環境に対する配慮が適切になされていることが確認できないもの
- 3 原子力発電等プロジェクト（原子力関連資機材等を用いる施設の建設・補修等）の用に供するもの
- 4 別紙3に掲げる各品目を輸出貨物等（輸出貨物又は仲介貿易貨物をいう。）に含む輸出契約等であって、当該貨物に係る船積日から当該貨物の代金の最終決済日までの期間（分割して船積みを行う場合にあっては各船積に係る期間をいう。）が18月を超えるもの
- 5 防衛装備（輸出貿易管理令（昭和24年政令第378号）別表第1の1の項に掲げるもののうち、軍隊が使用するものであって、直接戦闘の用に供されるもの（以下「武器」という。）及び武器の設計、製造又は使用に係る技術をいう。）を供するもの
- 6 以下に掲げる公的輸出信用と持続可能な貸付に関するOECD勧告（以下「勧告」という。）の対象となるもの
 - (1) 公的輸出信用と持続可能な貸付に関するOECD勧告の対象国（令和2年6月8日 20-制度-00120。以下「勧告対象国」という。）1に掲げる国を輸出契約等の相手方（輸出契約等の締結の相手方と当該輸出契約等に係る代金等の支払人が異なる場合は、当該代金等の支払人とする。以下同じ。）又は保証人（取消不能信用状（信用状統一規則（UNIFORM CUSTOMS AND PRACTICE FOR DOCUMENTARY CREDITS, 2007 REVISION, ICC PUBLICATION No. 600）に基づく支払確約又は同等の支払確約がなされているものであって、取り消すことができないものをいう。以下「ILC」という。）の発行銀行又は確認銀行を含む。）の所在する国とするもののうち、当該輸出契約等の相手方又はILCの発行銀行若しくは確認銀行が海外商社名簿について（平成29年4月1日 17-制度-00074）第1条に基づき作成された海外商社名簿上名簿区分Gに格付けされているもの
 - (2) 勧告対象国1に掲げる国を貿易代金貸付の相手方若しくは保証人又は保証債務に係る主たる債務者の所在する国とするもののうち、当該貿易代金貸付の相手方若しくは保証人又は当該保証債務に係る主たる債務者が勧告に定める公的債務者であるもの

[別紙 3]

W T O 協定における農業に関する協定の対象品目

W T O 協定における農業に関する協定（世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書 1 A の農業に関する協定をいう。）の附属書 1 に対象産品として掲げる以下の品目

対象品目（HSコード）

(i) 第1類～第24類（ただし、魚及び魚製品を除く。）	
第1類	動物（生きているものに限る。）
第2類	肉及び食用のくず肉
第3類	魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物
第4類	酪農品、鳥卵、天然はちみつ及び他の類に該当しない食用の動物性生産品
第5類	動物性生産品（他の類に該当するものを除く。）
第6類	生きている樹木その他の植物及びりん茎、根その他これらに類する物品並びに切花及び装飾用の葉
第7類	食用の野菜、根及び塊茎
第8類	食用の果実及びナット、かんきつ類の果皮並びにメロンの皮
第9類	コーヒー、茶、マテ及び香辛料
第10類	穀物
第11類	穀粉、加工穀物、麦芽、でん粉、イヌリン及び小麦グルテン
第12類	採油用の種及び果実、各種の種及び果実、工業用又は医薬用の植物並びにわら及び飼料用植物
第13類	ラック並びにガム、樹脂その他の植物性の液汁及びエキス
第14類	植物性の組物材料及び他の類に該当しない植物性生産品
第15類	動物性又は植物性の油脂及びその分解生産物、調製食用脂並びに動物性又は植物性のろう
第16類	肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の調製品
第17類	糖類及び砂糖菓子
第18類	ココア及びその調製品
第19類	穀物、穀粉、でん粉又はミルクの調製品及びベーカリー製品
第20類	野菜、果実、ナットその他植物の部分の調製品
第21類	各種の調製食料品
第22類	飲料、アルコール及び食酢
第23類	食品工業において生ずる残留物及びくず並びに調製飼料
第24類	たばこ及び製造たばこ代用品

(ii) 2905. 43、2905. 44、3301、3501～3505、3809. 10、3823. 60、4101～4103、4301、5001～5003、5101～5103、5201～5203、5301、5302	
注：品名は必ずしも網羅的ではない。	
2905. 43	マンニトール
2905. 44	ソルビトール
3301	精油
3501～3505	たんぱく系物質、変性でん粉、膠着剤
3809. 10	仕上剤
3823. 60	ソルビトール(他の号に該当するものを除く。)
4101～4103	原皮
4301	原毛皮

5001～5003	生糸及び絹のくず
5101～5103	羊毛その他の獣毛
5201～5203	実綿、綿のくず及びカードし又はコームした綿
5301	亜麻
5302	大麻

[国カテゴリー表]

国コード	国名	カテゴリー
201	アイスランド	C
206	アイルランド	C
150	アゼルバイジャン	F
304	アメリカ合衆国	A
147	アラブ首長国連邦	C
503	アルジェリア	F
413	アルゼンチン	H
380	アルバ (蘭)	E
229	アルバニア	F
151	アルメニア	G
535	アンゴラ	G
331	アンティグア・バーブーダ	H
212	アンドラ	D
143	イスラエル	D
220	イタリア	A
134	イラク	H
133	イラン	H
123	インド	D
118	インドネシア	D
542	ウガンダ	G
238	ウクライナ	G
152	ウズベキスタン	F
412	ウルグアイ	D
205	英国	A
406	エクアドル	H
506	エジプト	F
235	エストニア	B
556	エスワティニ	G
538	エチオピア	H
309	エルサルバドル	F
601	オーストラリア	A
225	オーストリア	A
141	オマーン	F
207	オランダ	A
517	ガーナ	G
522	カーボベルデ	G
403	ガイアナ	G
153	カザフスタン	F
140	カタール	D
302	カナダ	A
531	ガボン	G
527	カメルーン	G
511	ガンビア	H
120	カンボジア	G
244	北マケドニア	F
627	北マリアナ諸島 (米)	D

国コード	国名	カテゴリー
513	ギニア	H
233	キプロス (北部トルコ占領地域を除く)	E
199	キプロス (船舶)	B
381	キュラソー (蘭)	F
230	ギリシャ	F
615	キリバス	H
154	キルギス	H
306	グアテマラ	E
620	グアム (米)	B
138	クウェート	C
241	クロアチア	E
396	ケイマン諸島 (船舶)	B
541	ケニア	G
516	コートジボワール	G
311	コスタリカ	E
248	コソボ	G
401	コロンビア	E
532	コンゴ共和国	H
533	コンゴ民主共和国	H
137	サウジアラビア	C
610	サモア独立国	H
536	サントメ・プリンシペ	H
554	ザンビア	H
282	サンマリノ	D
514	シエラレオネ	H
539	ジブチ	H
219	ジブラルタル	A
316	ジャマイカ	G
157	ジョージア (南サハ自治州・アブハジア自治共和国を除く)	G
112	シンガポール	A
215	スイス	A
203	スウェーデン	A
218	スペイン	B
404	スリナム	G
125	スリランカ	G
246	スロバキア	B
242	スロベニア	C
544	セーシェル	G
530	赤道ギニア	H
510	セネガル	F
228	セルビア	E
335	セントクリストファー・ネイビス	G
336	セントビンセント・グレナディーン諸島	G
384	セント・マーチン (仏)	D

国コード	国名	カテゴリー
383	セント・マーチン (蘭)	D
330	セントルシア	G
613	ソロモン	H
111	タイ	D
103	大韓民国	B
106	台湾	B
155	タジキスタン	H
543	タンザニア	G
245	チェコ	B
529	中央アフリカ共和国	H
105	中華人民共和国	C
504	チュニジア	G
409	チリ	C
204	デンマーク	A
213	ドイツ	A
518	トーゴ	G
333	ドミニカ	H
323	ドミニカ共和国	E
320	トリニダード・トバゴ	D
156	トルクメニスタン	H
234	トルコ	F
614	トンガ	H
524	ナイジェリア	G
550	ナミビア	G
310	ニカラグア	H
525	ニジェール	H
192	日本	A
618	ニューカレドニア (仏)	B
606	ニュージーランド	A
131	ネパール	G
202	ノルウェー	A
135	バーレーン	F
124	パキスタン	H
312	パナマ	E
399	パナマ (船舶)	B
611	バヌアツ	H
699	バヌアツ (船舶)	B
315	バハマ	D
398	バハマ (船舶)	B
602	パプアニューギニア	G
314	バミューダ島 (英)	B
397	バミューダ島 (船舶)	B
628	パラオ	E
411	パラグアイ	F
319	バルバドス	H
395	バルバドス (船舶)	B
227	ハンガリー	D
127	バングラデシュ	F

国コード	国名	カテゴリー
128	東ティモール	G
612	フィジー	F
117	フィリピン	D
222	フィンランド	A
132	ブータン	G
324	プエルトリコ (米)	F
405	仏領ギアナ	A
410	ブラジル	F
210	フランス	A
232	ブルガリア	D
521	ブルキナファソ	H
116	ブルネイ	C
110	ベトナム	E
519	ベナン	G
402	ベネズエラ	H
239	ベラルーシ	G
308	ベリーズ	H
407	ペルー	D
208	ベルギー	A
223	ポーランド	C
243	ボスニア・ヘルツェゴビナ	H
555	ボツワナ	D
385	ボネール島 (蘭)	A
408	ボリビア	F
217	ポルトガル	C
108	香港	D
307	ホンジュラス	F
625	マーシャル諸島	H
698	マーシャル諸島 (船舶)	B
546	マダガスカル	H
580	マデイラ諸島 (葡)	C
598	マデイラ諸島 (船舶)	B
553	マラウイ	H
520	マリ	H
221	マルタ	B
299	マルタ (船舶)	B
113	マレーシア	C
626	ミクロネシア	H
551	南アフリカ共和国	E
122	ミャンマー	G
305	メキシコ	D
547	モーリシャス	D
509	モーリタニア	H
545	モザンビーク	H
211	モナコ	A
126	モルディブ	H
240	モルドバ	H
501	モロッコ	D

国コード	国名	カテゴリー
107	モンゴル	H
247	モンテネグロ	H
144	ヨルダン	F
121	ラオス	H
236	ラトビア	C
237	リトアニア	C
280	リヒテンシュタイン	A
515	リベリア	H
599	リベリア (船舶)	B
231	ルーマニア	D
209	ルクセンブルク	A
526	ルワンダ	G
552	レソト	G
146	レバノン	H
548	レユニオン (仏)	A
224	ロシア	E